

秋田化学工学懇話会規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、秋田化学工学懇話会と称し、事務局を秋田大学工学資源学部内におく。

(目的)

第2条 本会は、秋田地区における化学工学に関する学術並びに技術の向上と産学官共同の振興を計り、併せて会員相互の理解を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、講習会、見学会などの開催
- (2) 化学工学会及び諸学協会・研究会等との交流
- (3) 会員相互間での技術指導並びに相談の斡旋及び実施
- (4) 調査研究、情報の収集・提供
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は個人会員及び賛助会員とする。個人会員は秋田地区に在住し、本会の目的に賛同する者とする。賛助会員は、法人またはその工場、試験所、公共団体などで、本会の目的に賛同し、その事業目的遂行のため、これを援助するものとする。

(入会・退会)

第5条 入会及び退会は、本事務局に書面による届け出をしなければならない。ただし、秋田地区を離れた個人会員は、特に継続の申し出が無い限り次年度から退会するものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

第7条 会長は、幹事会の推薦により総会で選任し、その他の役員は幹事会の推薦により、会長がこれを委託する。

第8条 会長は本会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理すると共に、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ幹事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 顧問は、会の運営についての相談を受け、意見を述べる。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 幹事は、業務を執行する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、重任はさまたげない。

(総会)

第10条 総会は年1回を原則とし、会長がこれを召集する。

第11条 総会では幹事会決定事項の承認を得る。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、顧問、監事、幹事により構成され、必要に応じて会長が召集する。ただし、上記構成員の3分の1から要請があった場合は、幹事会を召集しなければならない。

第13条 幹事会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業、会計の報告及び承認
- (2) 役員の改選
- (3) 規約の変更
- (4) その他の必要事項

2 前会長は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第14条 本会の運営に必要な経費は会費、化学工学会東北支部交付金及びその他の収入を持ってこれに当てる。

第15条 個人会員は、総会において別に定める入会金、年会費を納入する。ただし、運営委員会が定める場合は、年会費を免除できる。また、賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入する。なお、既納の入会金及び会費は退会その他の理由によって払い戻ししない。

第16条 本会の事業会計年度は毎年3月1日から翌年2月末までとする。
ただし、平成21年度の会計年度は平成21年4月1日から平成22年2月28日までとする。

付則 本規約は平成8年5月16日から施行する。
本規約は平成16年5月7日から施行する。
本規約は平成21年5月29日から施行する。